

古代天皇の私的兵力について

直木孝次郎

【要約】 日本古代における天皇親衛軍の研究は、井上光貞氏が口火を切つて以来、急速に発達した。しかし、従来の研究では、天皇を中心とする大和朝廷の軍隊と、天皇に直屬する私的軍隊との区別が明確にされていなかったように思われる。大化前代では、靱負軍と舍人軍とが天皇親衛軍の主要なものとされてはいるが、私は、靱負軍は六世紀代に、天皇の私兵的な性格がうすくなり、朝廷の軍隊という公的の性格をもちはじめ、このころから、より私的な天皇の軍隊として舍人軍が用いられるようになったと考える。この両者は、律令制成立とともに五衛府の制に吸収され、公的な軍隊に化してしまふが、八世紀初頭に、早くも律令にみえない天皇の私的な兵力として授刀舍人が設けられる。この制は以後曲折を経るが、授刀衛あるいは近衛府にまで発展する。古代天皇の性格を考えるには、このような天皇の私的軍隊の果した政治上の役割を認識することが必要であると思う。

序章 問題の所在

日本古代国家の中核をなすものとして、天皇の地位の重要であることはいまさら論ずるまでもないが、天皇権力の基盤については、今日なお不明な点が多い。最近における古代国家研究の焦点の一つは、律令体制の成立および発展の過程であつて、多くの成果が挙げられたが、この場合主

として問題とされたのは朝廷を中心とする中央集権の組織に關すること、朝廷そのものの中心をなす天皇の権力の構造についての分析は、必ずしも十分ではなかつたように思われる。六・七世紀の頃から八世紀へかけての政治の動きをみれば、天皇の地位が強大であつたことは疑いないが、天皇がどのような権力機構によつて地位を維持し、諸貴族を統率していたか、明確にされていないのではなからうか。

このため、古代天皇の性格について二つの異なつた考え方が出されてくる。一つは古代天皇の権力を過大にみるとを警戒し、朝廷を天皇をふくめた畿内貴族の連合政権と規定し、古代国家の体制を天皇専制国家とみず、貴族政治の体制と考える説である。^③この説は大化前代の大和朝廷にとつてはたしかに一面の真実であつて、七～八世紀の朝廷の構造がその理論で説明できるかどうかは議論の余地があるが、それ以前の大和朝廷を考えるには極めて有効な視角といつてよからう。

もう一つの考え方は、天皇が絶対的地位を得ていた理由を、古代天皇のもつていたと想像される宗教的・カリスマ的権威に帰してしまふ説である。^④これもまた一面の事実であるが、この見解にのみ拘泥すると、天皇権力をすべて天皇の精神的権威から流出するものと考え、物質的条件の追及を放棄する危険がある。また中には天皇が支配者の地位につく前提条件であつたと思われる経済的・軍事的基盤を軽視し、精神的権威を強調して、天皇の存在を超歴史的なものとする論者もある。さらに進んでは、天皇は古くから政治の實際に関与せず、宗教的・道徳的な高さによつて諸

豪族および国民の精神的中心となつていた、というような意見が学問的紛飾をもつて説かれさえした。^④

私見では、少なくとも六世紀以降、八世紀中葉までの朝廷は、畿内豪族のフラットな連合政権ではなく、その中において天皇は大きな権力をもつており、伝統的・精神的な権威が権力を支えるものとして作用していることは否定できないが、同時に物質的な基盤も存在すると思われる。私にはかつて別稿^⑤において、天皇の一族のうちには官人として律令政府の主要な地位をしめるものが多いことを指摘し、多数の皇親官人のもつ政治力・経済力が天皇権力の基礎の一部をなしたであろうことを述べたが、本稿ではより直接的な物質的基礎として、天皇に直屬する兵力について考察したいと思う。こうした問題については、実はすでに周知のように、先学によつていくつものすぐれた研究が発表されてきているのだが、天皇権力との関連を考える上で、なお若干つけ加えるべき点があるように思われる。これらの業績にたよりながら、以下私見を開陳することとしたい。

ところで本論にはいる前に、天皇に直屬する兵力という言葉の意味をもう少し限定しておきたい。天皇に屬する軍

隊は同時に天皇の親衛軍でもあるわけだが、親衛軍という表現は、天皇が朝廷を代表するという資格で軍隊を率いる場合、それが貴族連合によつて構成される大和朝廷や、或いは律令政府から提供された軍隊であつても、この語を適用されることがあり、内容が明確でないくらいがある。たとえば大化前代における靱負軍、大化後における五衛府の軍は、天皇親衛軍の一種であり、反乱者や一般国民に対しては、天皇を代表者とする朝廷の権力の基礎であるが、朝廷内部において、他の貴豪族に優越する天皇の権力の基礎とはいはにくいに思われる。前者は井上光貞氏が明らかにしたように大伴氏との結びつきが強く、後者は律令官人の指揮下におかれており、ともに天皇の自由な意志によつて動かされる軍隊ではないからである。本稿で私の問題とした軍隊は、天皇の直接の指揮下におかれ、朝廷および畿内貴族層、すなわち支配階級内部で、これら貴族に対して天皇の権力を支えるような性質の軍隊のことであるから、朝廷全体あるいは一部の有力貴族の力によつて供給・統御される軍隊は、それが天皇親衛軍の役割を果たしたとしても、本稿の主たる対象とはならないのである。

この関係はつぎのように説明することもできる。天皇には朝廷の代表者として国民に君臨する面と、朝廷を構成する貴族層をさらに支配する最有力貴族という面とがあり、前者を天皇の公的な面、後者をそれに比べるとより私的な面として区別することができると思うが、親衛軍も同様に、前者の意味での天皇のためのもつと、後者の意味での天皇のためのもつとに区別することができるであろう。私が天皇直属の軍隊とか、私的兵力とかいうのは、勿論後者をさす。従来の上皇親衛軍の研究はこの区分がいまいであつたのではなからうか。それは理由のないことではなかつた。大化以後には、天皇権力の物質的諸条件は大部分律令制の中にくみこまれ、法制化されてしまふから、天皇親衛軍も一応公的な存在に化してしまひ、天皇の私的な軍事力は表面上姿を消してしまふ。大化以前は逆に公的な制度が整つていないために、公的な面をもつ親衛軍の存在が検証しにくく、公的兵力と私的兵力の分離が困難である。このような事情が存在したのである。しかし最近著しく発展をとげた古代軍事史研究の成果を利用するならば、両者を区別して、貴族層内部における天皇権力の基礎となるような、私

的兵力の諸相を明らかにすることは、可能であるように思われる。私見はもとより問題の全貌を描くのにほど遠いが、考ええた所を略述して叱正をえたいと思う。

① しかしそうした研究がなかったのではない。例えば『歴史学研究』律令国家と天皇制特集号（二二八号）の諸論文などがあ
る。

② 大化前代の大和朝廷を連合政権とみる考えは、藤間生大氏の『日本古代国家』に見えるのが早いものである（同書、三四九ページ）。大化後については、関晃氏の「大化改新と天皇権力」（『歴史学研究』二二八号）などがある。

③ 本居宣長・平田篤胤以来の考えだが、今日も保守的な学者の中には、この考え方の人が少なくないことは、改めて指摘するまでもあるまい。

④ 津田左右吉が戦後に発表した論文「日本の国家形成の過程と皇室の恒久性に関する思想の由来」（同氏『日本上代史の研究』）は、このような説を生み出す傾向をはらんでいた。

⑤ 拙稿「律令官制における皇親勢力の一考察」（大阪歴史学会『律令国家の基礎構造』）。

⑥ 井上光貞「大和國家の軍事的基礎」（同氏『日本古代史の諸問題』一二八ページ以下）。

第一章 舍人と靱負

一 靱負に関する疑問

はじめに大化前代の場合を考えてみよう。

大化前代における天皇親衛軍の主要なものに舍人軍と靱負軍とがあることは、井上光貞氏の研究によつて一般に承認されている。このうち靱負は、さきに少しふれたように大伴氏の支配を強くうけているので、上述したような意味での天皇私兵というには難があり、天皇と関係の深い東国国造の子弟によつて主として編成されている舍人の軍が、天皇の私的兵力としては重視すべきであると思われる。しかしはじめからそうきめこむのいかかと思われるし、また結論がそうなつても、舍人の設置事情やその歴史的意思は、靱負軍との対比によつて明らかにになるので、両者を比較しながら考察を進めることとしたい。

大化前代の天皇親衛軍としては、佐伯有清氏の研究で有名になつた天皇近侍氏族の軍がある。大伴・佐伯・的・丹比・山・建部などの諸氏がそれだが、律令制のもとではこれら諸氏は衛門府の門部となつており、遺制は衛門府に受けつがれていると考えられる。ところが衛門府はユゲイノツカサと読まれているので、靱負軍の遺制をも引きついでいる可能性が大きい。このことから天皇近侍氏族軍と靱負

軍とは、大化前代において関連するところがあつたとする考えが、当然導き出されるであろう。そして両者の連関のしかたは、靱負が名代・子代にされた地方の国造より出される軍であり、天皇近侍氏族は主として畿内の連乃至巨クラスの豪族なのだから、天皇近侍氏族が靱負を各氏族固有の部民とともに統率して、天皇親衛軍を構成するという形態が想像される。こう考えてよければ、大化前代の主要な親衛軍は、舍人軍と靱負を基礎兵力とする軍との二種に整理され、舍人軍はトネリノツカサと読まれる兵衛府へ、天皇近侍氏族と靱負の一体となつた軍は衛門府へ、というコースを描くことができる。井上説の修正を試みた原島礼二氏の研究^⑩は、ほぼこの線に沿つていふと言つてよからう。このように解釈すると、大化前代の軍制と律令軍制の關係がスムーズに理解され、令制からさかのぼつて大化前代の軍制を推測することがいろいろの点で可能になるのだが、靱負軍は早く実態を失ひ、遺制は令制衛門府にうけつがれておらず、ユゲイという名称だけが伝わつたにすぎない、とする井上氏の説^⑪があつて、衛門府を媒介として天皇近侍氏族軍と靱負軍とを結びつけることを困難にしている。の

みならず靱負が早く消滅したかどうかは、舍人軍の成立事情を考える上にも大きな影響がある。私は結論的には靱負軍と衛門府とを結びつけて解釈する原島氏の説を支持するのであるが、原島説も井上説の批判が十分でなく、論旨の徹底を欠くうらみがあると思う。私はそれ故、井上説を再検討する必要を感じる。

⑦ 井上光貞、前掲論文。

⑧ 関係する史料をあげるとつぎの如くである。(1)甲斐酒折宮で大伴連の祖武日に靱部を授く(景行紀四〇年)。(2)大伴室屋、白髪部靱負をおく(清寧紀二年二月、繼体紀元年二月)。(3)大伴室屋、靱負三千人を領す(大同三年七月二〇日太政官奏)。

(4)火草北国造刑部靱部阿利斯登の子日羅、大伴金村のことを「我君」と称す。(敏達紀一二年)。(5)雄略朝に天靱部を大連公(大伴室屋)に賜わる(『姓氏録』左京神別)。

⑨ 佐伯有清「宮城十二門号と天皇近侍氏族」(『続日本紀研究』二の四、五)、同「宮城十二門号についての研究」(『歴史評論』一一五号)

⑩ 原島礼二「大化前代の親衛軍をめぐる諸問題」(『歴史学研究』二四一四一)。

⑪ 井上光貞、前掲論文、一二七ページ以下。

二 靱負の存続期間

靱負が早くから実態を失ひ、令制にながらぬ古い存在

であるとすると井上氏の説も、舍人との対比によつて説明されている。井上氏によれば、舍人部も靫負部もともに名代・子代である国造の子弟から成り、親衛軍として勤務する、という大きな共通性をもつ。しかし組織の点では、両者の間に差異がある。すなわち、火葦北国造である刑部靫部阿里斯登の子日羅が、大伴金村を我君と呼ぶこと^⑧や、陸奥国に靫大伴部が存することなどから、靫負部は大伴連という中央の大族に仕え、その統率に服していることがわかる。

これに対して舍人部は、そのような中央の有力氏族に仕える形態をとつていない。天武紀十二年九月条にみえる来目舍人造・檜隈舍人造・川瀬舍人造などは中央において舍人部を管掌する氏族であろうが、カバネは卑姓の造であつて、中央での身分はそれほど高くなく、しかも数氏あり、舍人部を私民として所有するような関係は認められない。いわば靫負部は古い氏族制的に編成されているのに対し、舍人部はより新しい官司制的に編成されている。こうした形態の差からすると、前者の行なわれた時代は後者に先行すると思われる、というのが、靫負部を古いとする井上氏の論拠の一つである。

これに加えてもう一つ、井上氏は靫負部が舍人部より古いと思われる理由を上げてゐる。一体、舍人部にせよ靫負部にせよ、それが名代・子代と考えられるのは、檜隈舍人部とか刑部靫部とか、名代・子代に関係ある語を上冠することによるが、その語（檜隈・刑部等）は同時にその舍人部や靫負部が設置された年代を示すと考えられる、というのが井上説の前提である。この前提にもとづいて、靫負部・舍人部を設置の順にならべると次表のごとくである。

この表によつて、氏はつぎのように主張する。「さてこの表を一覧すると、靫負部は安閑天皇まででとまつており、

天皇	靫負部	舍人部	出典	天皇	靫負部	舍人部	出典
反正	丹比—		姓氏錄		勾—		
允恭	刑部—		書紀	安閑	勾—	檜隈—	書紀
安康	(皇后) 日下部—		豊後風土記	宣化		金刺—	統紀
雄略	白髮—	白髮—	書紀	敏達		他田—	統紀
清寧	(飯豊) 白髮—		書紀	用明			
顯宗			書紀	崇峻			
仁賢			書紀	推古			
武烈		小泊瀬—	書紀				
						(来目皇子) 来目(?)—	書紀

(備考) 出典の多数あるものは、その一つを挙げた。

また主としては清寧天皇以前で終つてゐる。所が舍人部は清寧天皇から始まつており然も特に安閑天皇以後が密度が濃い。これは靱負部が主として置かれたのは五世紀の後半までであり、舍人部が主として置かれたのは六世紀の後半に入つてであることを示している。勿論、資料が僅かしかないのであるから、その語るところをその儘に信ずることはできない。併し、靱負部の制は舍人部の制より古いといふことは略々支持せられるところであらう。」^⑩

以上二つの理由にもとづく論証はまことに見事であつて、舍人部が新しい制だけに後まで残り、靱負部は古い制であるために早くから衰退したとする井上氏の見解は、ほとんど定説的な権威をもつて学界に受け入れられてきた。原島氏の批判的な説も、基本的には井上説をみとめた上で、六世紀に入り靱負部が全く廃されたのではなく、六世紀中期ごろ再編されて持続したとするのである。しかし靱負部の制は本来それほど古いものであらうか。別な考え方をすることも可能であるように思われる。まず靱負部設置の年代について述べてみよう。

⑩ 注⑧参照。

⑩ 「続日本紀」神護景雲三年三月辛巳条。
 ⑪ 井上光貞、前掲論文、一三二ページ所載の表にもとづく。
 ⑫ 井上光貞、前掲論文、一三三ページ以下。

三 靱負設置の年代

上記の表において、白髪部靱負・勾靱部がそれぞれ清寧天皇・安閑天皇と関係があり、その天皇の時代におかれたことは一応認めてよいであらうが、反正天皇の名代・子代に比定される丹比靱負は、河内の多治比連の統率下におかれた靱負と解することもできるし、また靱負を支配する丹比連の一族の意かもしれない。典拠となる史料を検すると、「新撰姓氏録」河内神別のたすき禰多治比宿禰の項に、

（前略）次弟男庶、其心勇健、其力足制二十千軍衆。故賜靱、号二十四千健彦、因負二姓靱負。

とあり、禰多治比宿禰という氏との対比からいつても、この靱負の名称は丹比靱負ではなく、靱負多治比（靱負丹比）が正しい名称であると思われる。靱大伴部が存することも傍証となる。現に天武紀十三年十二月条には、靱丹比連が宿禰の姓を賜つた記事がある。正倉院文書には、丹比靱負宿禰という氏姓が見えるが、^⑬上記の史料からすれば、靱負

丹比が古くから存する名称と編るべきであろう。そうすると、靛負・丹比の丹比は、勾、靛部や刑部、靛部の勾や刑部と同様に名代・子代と解してよいかどうかは疑問といわざるをえない。とくに禰多治比連の伝承よりすれば、河内の丹比地方を本貫とする丹比連氏のうち、靛負を支配し、軍事をもつて朝廷に仕える家系を靛負丹比と称したものとと思われる。

つぎに日下部靛負であるが、出典である「豊後国風土記」日田郡靛編郷の条を見ると、つぎのように記されている。

昔者、磯城嶋宮御宇天國排開広庭天皇(欽明天皇)之世、日下部君等祖邑阿自、仕奉靛部。其邑阿自、就於此村、造宅居之、因斯名曰「靛負村」、後人改曰「靛編郷」。

これによると、日下部君が靛負部として朝廷に仕えたことは事実と思われる。日下部靛負部と称したことは明記されていないが、そう考えることは不可能ではない。しかし注意すべきは、靛負として仕えた年代が欽明朝とされていることである。日下部君は雄略天皇の皇后のためにおかれた日下部を管掌する伴造的国造かと思われるが、史料に即していうならば、靛負(部)として奉仕するようになった

のは欽明朝からである、と解すべきであろう。少なくともこの記事からは、日下部靛負部は雄略朝におかれたと考えすることはできないのである。

さらにこの例から類推すれば、刑部靛部も刑部が允恭の皇后忍坂大中姫の名代・子代の部で、允恭朝に置かれたことは認めても、刑部設置と同時にそれを靛部として仕えさせたかどうかは、疑問となる。天皇や皇太子のために置かれた部であれば、それが直ちに軍事力として使用されることは自然だが、后妃のための部である刑部が、すぐさま靛負として用いられるというのも不自然な気がする。刑部靛部の成立は、刑部が忍坂大中姫の生んだ天皇・皇子(安康・雄略・木梨輕皇子等)に伝承されてからのことと考えることもできる。とくに刑部靛部出身の日羅が大伴金村を我君といい、大伴氏がこの部を統率していたらしいことからすると、大伴氏の勢力が強大になる雄略朝以後と解するのが穏当であると思う。

以上によつて靛負部成立の年代を推定すると、つぎのようである。

刑部靛部……安康天皇朝以後(おそらく雄略以後)

白髮部靺鞨……清寧天皇朝（以上五世紀）

勾靺鞨部……安閑天皇朝（以下六世紀）

日下部靺鞨部……欽明天皇朝

靺鞨丹比連……（不明）（不明）

これからすると、靺鞨部の設置は五世紀後半以降には始まり、六世紀中葉乃至後半におよぶといふべきであつて、五世紀後半までを主とするという井上氏の説は妥当を欠くといわざるをえなくなる。この時期はまた、靺鞨と關係の深い大伴氏の全盛期である雄略・宣化朝、すなわち五世紀後半・六世紀前半を含んでおり、その点でも五世紀後半を主とする井上説より合理的であると思う。

靺鞨部設置の時期をこのように考えると、それは六世紀中葉を中心として置かれたと思われる舎人（部）の設置年代と重なる。靺鞨部設置の年代は舎人のそれよりいくらか早くから始まつたようだが、設置年代の全体は、年代的に前後するとはいえない。両者は平行して行なわれた時代があるのであつて、舎人の制が令制の時代まで生き残り、トネリノツカサの称をもつ兵衛府に引きつがれたのならば、靺鞨の制も令制成立時まで存続し、ユゲイノツカサの称を

もつ衛門府に遺制を伝える可能性は多いのである。

⑯ 「大日本古文書」一〇の三七二ページ。

四 舎人の統屬形態

つぎに中央への統屬の形態について考えてみよう。たしかに井上氏のいうように、靺鞨部が大伴氏の支配に服していたことを示す史料は数多くあり、大伴氏を我君と呼ぶような關係が成立していたことは認められるから、靺鞨部の中央への統屬の形態が氏族制であると解することは可能である。しかしこれに対して舎人部の統屬形態が官司制であつたかどうかは再考を要する。

さきにもふれたように、井上氏が官司制であるとする主要な論拠は、中央で舎人部を統轄する有力氏族はなく、来自舎人造・楡隈舎人造などのような下級のカバネを持つ氏が管理していたようである。その間に私民的な關係はなかつたとする点である。しかし大化以前において舎人とよばれる人達は、天皇・皇族に対して極めて私民的な關係で隸屬していたと考えられる場合が少なくない。たとえば雄略前紀をみると、市辺押磐皇子が雄略天皇に殺された時、皇子の舎人に相当する帳内とらねの佐伯部売輪が皇子の屍を抱き、

「駭惋して所由を解らず、反側呼号して」ついに雄略に殺されたといひ、雄略紀五年二月条には、天皇の身边に迫つた猪を恐れて逃げた舎人が、天皇に斬り殺されようとした話があり、顕宗前紀には、市辺押磐皇子の帳内日下部連使主とその子は、ひそかに皇子の子弘計・億計兩皇子（顕宗・仁賢）を奉じて難を避け、丹波から播磨の縮見まで逃れたという話をのせる。

これらはいずれも舎人を氏とせず、舎人（またはこれに類する帳内^⑩）を職とするものであるが、天皇・皇族に対する隸屬度は密接で、私民的關係があつたとしてもおかしくはない。舎人を姓とする者についてはこのような私民的關係の存在を明示する説話は伝わっていないが、同様な關係が成立していたと考えてよいのではなからうか。しかしそれならば、来目舎人造・檜隈舎人造など官司的氏族の存在はどう考えるか、と反問されるかもしれないが、これらの氏族をもつ氏族は天武紀十二年九月の賜姓記事にはじめて姿を見せるのであつて、果して舎人設置の当初から存在した氏族かどうか疑わしい。上記の舎人に関する説話でも、また仁徳天皇が舎人鳥山を山背へ行つた皇后磐之媛のもとに

遣わした話においても、天皇と舎人との關係は直接であつて、官司的關係と考える必要はない。来目舎人造などと同日天武紀十二年九月条の記事に名に見える門部直は、令制衛門府の門部と關係が深い所からみて、官司制の進行してきた推古朝ごろ乃至それ以降におかれた氏姓ではないかと思われるし、同じ記事にみえる日奉造も、敏達紀六年二月条に「日祀部・私部を置く」とある記事からみて、敏達朝以降に成立した氏姓である可能性が大きい^⑪。舎人造という氏姓もまた、天皇・皇族の私民、すなわち天皇家の私民として成立した舎人・舎人部の運用のために、官司制の発達した推古朝前後またはそれ以後になつてから設けられたものと、私は考えたいのである。靱負と大伴との關係を私民的といつてよいならば、舎人と天皇家との關係も、本来は私民的であつたと思われる。舎人造に対しては私民的ではないが、天皇に対しては私民的・氏族的に隸屬していたのである。

このように検討してみると、舎人と靱負とは設置の時期に大きな差がないだけでなく、中央への統屬の形態においても根本的な差はないといわざるをえない。

①⑦ 帳内は令制の用語で、四品以上の皇族に与えられる従者をいう。天皇・皇太子に仕える内舍人・大舍人・舍人と区別するためにこの字を用いる。大化前代では、本来このように違つた字を用いて区別せず、ともに舍人と称したと思われる。雄略紀などで帳内の字を用いるのは、「書紀」編者の追記であろう。

①⑧ 他田日奉という氏があることも参考になる。他田は敏達天皇の官号である。

五 靱負と衛門府

以上二項の論述によつて、靱負が舍人に先行するといふ井上光貞氏の説が必ずしも十分な論拠に立つたものではなく、両者が平行して行なわれた可能性の大きいことが明らかになつたと思う。では何故に天皇親衛軍としての靱負がある上に、平行して舍人がおかれたかという問題が起る。これが本章の中心の課題なのだが、その前に説明しておかなければならぬことがらもう一つある。それは両者が平行して存在する以上、舍人が兵衛府に引きつがれたとすれば、靱負の制は衛門府に受けつがれたことが考えられるが、それにはあまりに上來考えて来た靱負の制と衛門府の制とが異なつてゐることについてである。靱負は大伴氏の支配下にある西国国造の率いる軍隊^{①⑨}を主とすると考えられ

るのに対し、衛門府の構成をみると、衛門督以下の四等官の下に、医師・門部・物部・使部・直丁・衛士などがあるが、主力をなすのは門部二百人と衛士とである。一見したところ類似点はほとんどなく、靱負の制は令制に引きつがれるまでもなく、早く衰微してしまつたのであろうといふ井上説が出されるのも無理はない。靱負・舍人の併存を主張するためには、この点の説明が必要である。

これについて第一に問題としたいのは、国造に率いられて上番してくる靱負軍の構成である。井上氏は舍人軍と同様、国造の一族・子弟から成ると考えている^{②①}のだが、靱負の場合はそうとは思われぬふしがある。まず職員令集解の左衛士府条に引く大同三年七月二十日付太政官奏によると、大伴宿禰真木麻呂らが解して

己等之祖、室屋大連公、領靱負三千人、左右分衛、（下略）

といつており、伝承とはいへ、靱負の兵力が相当多人数であつたことを思わせる。つぎにしばしばふれるように、靱負は西国国造の軍が多いと思われるが、西国国造軍は幾度も外征軍として海を渡つた記事が「書紀」にみえ、筑紫火君が勇士一千を率いていた（継体十七年正月）、あるいは筑

紫国の軍士五百人を百済に遣わした（雄略二十三年）、などの記載からも、西国国造軍の部隊が多人数であつたことが想像される。^② 靱負はかなりの大部隊をもつて朝廷に上番したのではなからうか。こう考えてよければ、国造の一族子弟だけでは大部隊を編成することは困難だから、靱負軍は国造支配下の農民によつて編成されていたと見なければならぬ。一方、衛門府の衛士はいうまでもなく、一般農民から徴発された兵士によつて構成される。そして一般農民は、特別な職業をもつ部や豪族の私有部民を除き、大化前では国造の支配のもとにあつた場合が多い。

このようにみえてくると、靱負の基礎兵力と衛門府の基礎兵力である衛士とは、同質であるといわねばならぬ。ちがうのは、靱負の兵士が主として西国から来たのに対し、衛門府の衛士は全国から取つたらしいことだが、律令制が全国支配の均一化を目標とする以上、当然の変化である。

第二に問題になるのは衛門府の門部だが、門部に任用される氏族はいわゆる負名氏であつて、第一節で少しふれたようにその多くは宮城十二門の門号と関係ある諸氏族、すなわち県犬養・山・壬生・大伴・建部・若犬養・伊福部・

丹比・玉手・佐伯・海犬養・猪使・的などの佐伯有清氏のいう天皇近侍氏族によつて占められている。^③ これら門部の諸氏の多くは、本来靱負とは関係はないが、もつとも有力な大伴氏が靱負と関係が深く、そのほかにも丹比氏のように靱負を率いる氏族があることからすると、これら諸氏族は靱負軍の成立以後のある時期から、大伴氏の指揮のもとに、靱負軍と共同して宮門の護衛に當つたと考えられる。この場合、靱負の兵士を直接率いるものは国造であつても、それは勿論畿内氏族である天皇近侍諸氏族よりも地位が低い。靱負軍はこれを指揮する国造とともに、天皇近侍氏族の統率下にはいつたものと思われる。この関係が、衛門府における衛士が門部に率いられる制度の源となつたのである。靱負を直接引率する西国国造は、令制成立とともに兵衛として兵衛府に吸収されたのであろう。^④

第三に、衛門府の長官である衛門督には、大伴氏および大伴氏と同族関係にある佐伯氏出身の官人が多いことが指摘されている。^⑤（奈良末まで督十四人中、大伴五人、佐伯二人）が、これについてはとくに説明はいらないう。大伴と靱負とが特別な関係にあつたことを思えば、この事實は、

衛門府が靱負の制を引きついだという想定の傍証となる。

以上の説明によつて、靱負の制は衛門府の制と関係が深く、舎人の制の成立と前後して衰えたのではなく、ほぼ令制成立期まで存続したことが確かめられた。靱負は五世紀後半、舎人よりさき立つておこり、六世紀以降は舎人の制と併存し、天皇近侍氏族の軍事組織と結びついて衛門府の制の基礎となり、舎人の制はそのまま兵衛府の前身となつたと考えられるのである。では何故に靱負の制がある上に、平行して舎人の制が設けられたかというさきほどの問題に立ちかえることとしよう。

①⑨ 靱負の出身地のわかるものは少ないが、つぎの例がある。(1) 火草北（肥後国葦北郡）①刑部靱部（書記）(2)豊後国日田郡①日下部（靱部）君（豊後国風土記）(3)陸奥国白河郡・黒川郡①靱大伴部（続紀）(4)周防国玖珂郡①靱負（周防国戸籍）以上四例のうち三例が西国なので、この地方に多いと考えられる。

②⑩ 古代の軍事的氏族として物部氏を忘れることはできないが、衛門府の物部は、職員令集解衛門府条所引の古記に「臨時為罪人決罰（在此府）耳」とあり、衛門府に物部をおくのは臨時の処置と思われるので、ここでは問題としない。「律令的軍制の成立とその意義」（『ヒストリア』二八号）参照。

⑪ 井上光貞、前掲論文、一一四、一二八ページ。

⑫ 西国国造軍については、岸俊男「防人考」『万葉集大成』一卷）参照。

⑬ 註⑨の佐伯氏論文および⑫の拙稿一四ページ以下参照。

⑭ 兵衛が多く郡司子弟からとられることは説くまでもない（軍防令兵衛条参照）。大化前の国造は多く郡司となるから、西国国造の後裔も兵衛に簡ばれることになる。

⑮ 衛門督となつた者の氏名は、註⑫の拙稿一五ページに表示した。

六 舎人軍設置の歴史的意義

舎人軍は、井上光貞氏以下の諸研究に明らかな通り、天皇側近の護衛を任とする。それは兵衛府が官中のもつとも奥の閣門守護を担当するという宮衛令宮閣門条義解によつても傍証されるが、天皇との間はさきに述べたように官司制的な関係ではなく、私兵的な色彩が強かつたと考えられる。これに対して靱負軍は、天皇親衛軍の性格を持つてはいるが、天皇・皇族のみの軍隊ではなく、大和朝廷全体の軍隊という性格を持つていたと思う。なぜなら五世紀代の大和政権は、畿内豪族の連合政権という性格が強く、大伴氏は連合政権の果すべき諸機能のうち、とくに軍事面と関係の深い氏族であるから、大伴氏の支配下の靱負軍は、天皇の護衛だけを任務としていたとは考えられない。かりに

連合政權説が否定せられ、五世紀の朝廷が天皇家の家産制政府であるとしても、天皇が靱負を直接支配しているのではないから、大伴氏の勢力が高まり、大連という朝廷最高の執政官となれば、その軍隊はやはり朝廷の軍隊ということにならう。天皇の親衛軍としても、それは天皇が朝廷を代表する場合のことである。少くとも、天皇のためだけの私的兵力ではありえない。

舍人軍と靱負軍とは本来このような差があつたものと、私は考える。この差があればこそ、靱負と平行して舍人が存在しえたのであり、舍人軍の成立を天皇の私的兵力の形成として評価しうるのである。以下、舍人軍成立の過程を述べて、その歴史的意義を考察することとしよう。

雄略朝では舍人軍の成立は、まだ明確ではない(前掲六七ページの表参照)。しかしこのころは天皇が強大な権力をもつているから、大和朝廷が連合政權であつても、朝廷即天皇であつて、朝廷軍はそのまま天皇の軍隊となり、天皇も私的兵力の必要をそれほど感じないであらう。けれども天皇権力に変化がおこり、朝廷を構成する有力豪族、とくに大伴氏に対する支配力が弱くなると、靱負軍の天皇への隸属

性は減じ、大伴氏への隸属性が強まる。雄略の死後におこつた星川皇子の乱が大伴室屋の力で平定されたこと、清寧天皇の死後皇位につく顕宗・仁賢両天皇は播磨から擁立された天皇であること、仁賢朝の末年に平群氏が金村のために亡され、武烈の即位が実現していることなどは、そのディテールは記紀の記載通りでないにしても、天皇の地位の低下と大伴氏の上昇を示す事件である。

こうして大伴氏の権力が大きくなると、靱負軍はますます天皇の支配から離れる。天皇は靱負軍とは別に、自由に動かさうる兵力を欲するようになるだろう。この頃にあらわれてくるのが天皇の私兵、舍人軍である。この關係から考えて、私は、舍人軍は天皇が一度失なつた専制権力を再び回復するために設けた私的兵力であると判断する。それは官司制的存在ではなく、古代日本の最大の民族である天皇家に私的に隸属する氏族制的兵力といつてよいであらう。設置の時期は、天皇の政治的地位の推移から判断すると、継体朝にはじまると考えてよいのではなからうか。なぜなら別稿^⑧で詳論したように、継体天皇は北陸の地よりおこり、自己の実力をもつて天皇の地位を戦いつた人物であるら

しいからである。このような天皇は、それ以前の天皇とちがつてもともと私兵を有していたであろうし、大和朝廷の新しい主となつて畿内諸豪族を統帥してゆくためには、権力の基礎として私兵を実際に必要としたであろう。その必要は継体一代で終らず、あとまで続いたに相違ない。継体の死後、安閑・宣化対欽明の対立があつたとすれば^⑤なおさらである。前掲の表をみても、安閑・宣化・欽明・敏達の間、四朝に舎人がおかれたことが察せられる。六世紀前半から中葉にかけて、舎人軍は天皇私兵として増設されつづけたのである。なおこの表をみると、清寧・仁賢・武烈朝にも舎人がおかれたようであるが、その資料となる白髮部舎人（清寧）・石上部舎人（仁賢）・小長瀬舎人（武烈）の實在性が疑わしいことは、別稿^⑥で述べた。

舎人軍設置の事情をこのように考えると、舎人と靱負の關係や当時の政情について、いろいろの問題が解けてくるように思われる。

第一に、舎人の出身地は東国を主とし、靱負は西国を主としているが、このことは、舎人が靱負にとつて代つたのではなく、平行して置かれたのだから、靱負軍徵発の主要

な地盤である西国に手をつけることが困難であつた、ということで説明できる。舎人の基盤となる名代・子代の部は東国だけでなく、西国にも分布しているから、舎人が靱負を克服して成立したものならば、何故に西国にもつと多数舎人がおかれなかつたか、という疑問がおこり、十分に解釈できなくなる。

第二に、舎人を姓とする者の分布をみると、東国では駿河・信濃以東を主とし、三河・尾張・美濃・伊勢の諸国には見えないのに、とんで越前・近江に計四例が知られる。このことは従来十分に説明されなかつたが、舎人の設置が継体天皇と關係が深いとすると、継体の勢力の基盤が越前・近江の地方にあつたことが思い浮べられる。継体天皇はこの地方出身の私兵を率いて都に入り、それをそのまま舎人軍とした名残りではなからうか。

第三に、強大な勢力をもつた大伴氏が六世紀前半に勢力を失墜する事情も、舎人の設置と關係があると思われる。

普通、大伴氏の没落の原因は、六世紀における官司制の進行に帰せられるが、その没落を早めたのは、舎人軍という新しい軍隊の出現により、大伴氏の指揮下にある靱負軍の

価値が減少したことにあるのではなからうか。ここで私の

いう舎人軍の新しさは、井上氏のいう官司的支配組織を意味するのではなく、装備と兵力構成をさす。靱負軍の主力

は農民兵で恐らく歩兵であろう。その名から察せられるように弓矢を主要武器としたと思われる^{①)}、これに対し、舎人

は国造の子弟を主力とし、恐らく騎馬兵ではなかつたかと考える。機動力に富んだ少数精鋭主義の軍隊は、弓矢をも

つ歩兵隊よりも、天皇側近の兵力としては適合性がある^{②)}。

従来、大伴氏は朝廷の軍隊の指揮者であるとともに、天皇親衛軍の指揮者として天皇の側近にあつたであろうが、舎人軍の設置とともに天皇側近の地位をはなれざるをえない。六世紀前半、大連の地位を失なつた大伴氏は、朝廷の中心を去り、靱負軍を率いて朝廷警備を任とする部隊長に顕落するのである。

①) 五世紀の大和政権の性格をどう評価するかは重要な問題だが、簡単には論じられない。稿を改めて考えたいと思う。家産制的な面のあることを全く否定することもできないだろう。

②) 拙稿「継体朝の動乱と神武伝説」(拙著『日本古代國家の構造』)。

③) 林屋辰三郎「継体・欽明朝内乱の史的分析」(同氏『古代國

家の解体』参照。

④) 拙稿「人制の研究」(拙著『日本古代國家の構造』一四九ページ)。

⑤) 註④の拙稿二ページの表、参照。

⑥) この点は井上光貞氏もすでに注意している。前掲論文、一二七ページ。

⑦) 兵衛の任務は閣門を守るだけでなく、「車駕出入分衛前後こそなわち天皇が他出する場合の警備をも任とした。この点からも乗馬が適当である。なお園田香融「わが上代の騎馬隊」(『史泉』二三、二四号)参照。

七　む　す　び

このようにして天皇側近を守る舎人軍、朝廷護衛を任とする靱負軍という二重構造の軍制が成立した。これが律令五衛府の制の根幹をなすことは、すでに述べた通りである。天皇についていえば、舎人軍という私的兵力をもつことで、専制君主へのスタートをふたたび切るのである。六世紀が官司制発展の時代であることはくりかえすまでもなく、官司制を掌握した蘇我氏の強大な権力は天皇をしばしば圧倒するぐらいであつたが、その間にあつて天皇家は、屯倉、名代・子代の部、私部、壬生部等の設置に努力し、私地・私民の獲得をおしすすめる。これらはやがて天皇の専制的

権力の基盤となるのだが、私兵としての舍人軍の設置・拡充も同じ動きとすることができるといえる。このような条件の上に立つことにより、天皇家は蘇我氏と対決することが可能となり、聖徳太子は十七条憲法の中で、「君は則ち天、臣は則ち地」と呼号しえたのである。連合政権の中から、天皇が絶対的地位を得るようになる礎石の一つは、私兵としての舍人軍の成立によつておかれたといえるだろう。

第二章 授刀舍人をめぐつて

一 授刀寮の創設

前章に説いた大化前代の天皇の私的兵力すなわち舍人軍は、律令制の成立とともに兵衛府の中に吸収されてしまう。兵衛府は公的な官司の一つであるから、その役人は官位相当の規定に従つて律令官人の中から任命され、兵衛府の中核をなす兵衛は直接には府の官人の指揮に服することになり、旧来の伝統は多少は残るとはいえ、天皇私兵という性格は形式的には勿論、実質的にも次第にうすれて行かざるを得ない。律令制をとる以上、これは止むをえぬことであつた。

しかし天皇が、国民に対してでなく、朝廷内の諸貴族に対して地位を守り権力をふるおうとした場合、私的な兵力を持つことができれば、それははなはだ有効に作用するであらう。いま奈良時代の軍制史をひもといてゆくと、律令の規定にない軍事機関が朝廷内部にしばしばあらわれてくるのに気がつくが、その中には天皇の私的な兵力を構成するものがあるように思われる。こうした令外の軍事機関の性格を検討して、奈良時代における天皇の私的兵力の消長について考察することとしたい。

まず目につくのは授刀寮である。「続日本紀」慶雲四年七月丙辰条に、

始置授刀舍人寮。

とあるのが初見で、その後しばらく「続紀」に姿をあらわさないが、養老四年正月条に、始めて授刀舍人寮に医師一人をおいたことが記されて以後、同四年三月、同五年十二月、同六年閏四月、同七年十月等の諸条に、授刀助・授刀寮・授刀・授刀舍人の語が見え、宮廷において確乎たる存在となつていたことが知られる。また慶雲から養老に至る間には、和銅元年三月丙辰条に、従五位下小野朝臣馬養が

帶劍寮長官になつたこと、同四年十月甲子条には、帶劍舎人が番上大舎人や兵衛などととも禄として絲二絢と銭十文を賜つたことが見える。授刀も帶劍もともにタチハキとよめることからしても、大井重二郎氏が指摘しているように授刀寮のことを帶劍寮とも称したと考えてよからう。このように用字が一定していないことは、これがもと臨時におかれた機関であることを語つている。

設置の事情については、滝川政次郎氏の説およびこれを修正・補足した井上薫氏の説^⑤があつて、ほぼ尽されている。滝川氏は「続紀」神護景雲三年十月乙未朔条に見える称徳天皇の宣命の中に、

復勒之久、朕我東人尔授刀天侍之奉留事、汝乃近護止之天護近与止念天察毛在。(下略)

とある部分を引用して、「この詔は、元正天皇の詔であつて、詔中にある『汝』は、太子聖武天皇を指したものである」と推定し、これによつて授刀寮は東人からなることがわかり、授刀寮設置の理由は「明瞭に理解される」とする。しかしこの詔は、井上薫氏が詳細に分析したように、元正天皇のものではなく聖武天皇の勅と解すべきであり、『汝』

は阿倍皇太子(のちの称徳)でなければならぬ。それ故、この詔が出されたのは聖武天皇の即位以後、さらに詔の前後の文より考えれば、井上氏の指摘のごとく、天平勝宝元年聖武讓位の時のものと思われる。授刀寮設置の慶雲四年からは四十年以上へだたつており、この詔から設置の時の事情や理由を推定するのは困難である。

けれども滝川氏が、授刀寮設置の年の六月、文武天皇崩じ、皇太子(のちの聖武)は幼少で、太子の伯母阿閉皇女が即位したが、世の中には不安な状態にあつたことに着眼し、「天皇の身辺の護衛を嚴重にして、玉体の絶対安全を期する必要がある。そのためにこの忠誠にして勇武なる親衛隊(授刀寮をさす―直木)が増設されたものと考へられる」と述べているのは、従うべき見解である。このような事情によつて成立した授刀寮であるから、井上氏がさらにつけ加えて、「五衛府は天皇の親衛隊といつてもいわば公的な軍事力であり、貴族の牽制などのため天皇が自由に動かさない性質をもつているので、そういう牽制をうけないで天皇が自由に動かし得る私的な舎人をもつため」であるといつているように、天皇の私兵的色彩の強いものであつたらし

い。

授刀寮がこのような性格をもつていたことは、「統紀」が朝廷の中・下級官人を列記する場合に授刀舎人が位置する序列からも察せられる。それはつぎのような順序で記されている。

和銅四、一〇、二三 ……番上大舎人・帶劍舎人・兵衛・史生…
 養老七、一〇、二三 ……左右大舎人・授刀舎人・左右兵衛・東

宮舎人、

神亀三、三、三 ……大舎人・授刀舎人・兵衛

〃 四、一〇、六 ……左右大舎人・兵衛・授刀舎人・中宮舎

人…

右四例のうち三例までが、天皇の側近に仕える中務省大

舎人と天皇親衛軍の兵衛との間に、そして兵衛の上に授刀舎人を位置づけているのである。養老の禄令兵衛条には、

凡兵衛、六月内、上日夜各八十以上者、給禄。有位准_二大初

位、無位准_二少初位_一。授刀舎人亦准_二此_一。

とあつて、授刀舎人は兵衛と同様な扱いをうけていたことがわかるが、右の「統紀」の記載例からすれば、兵衛以上に天皇側近に随従していたと思えるのである。なおまた、

すでに大井重二郎氏によつて注意されたことだが、「万葉集」巻六の九四八番の歌の題詞および左註によると、神亀四年正月に王子や諸臣の子が春日野に集つて打毬を楽しんで時、急に雨がふり雷電がしたのに、宮中には侍従も侍衛する者もいなかつた、そこで勅が下つて、王子や諸臣の子は皆授刀寮に散禁された、という。この記事も、授刀寮が兵衛府以上に天皇に親近な関係にある機関であることを語るものである。

ところが授刀寮・授刀舎人に関する史料は、上記の神亀四年十月甲戌(六日)条の記事以後しばらく後をたち、約二十年後の天平十八年二月己丑(七日)条の「統紀」に、

改_二騎舎人_一、為_二授刀舎人_一。

とあるまで姿を見せない。そして授刀寮が姿を消す直後の神亀五年八月より中衛府が史上にあらわれてくる。そこで授刀寮が中衛府に発展乃至吸収されたのか、授刀寮は史料に見えなくてもそのまま維持され、中衛府と平行して存続したのか、という問題がおこる。しかしこの問題にはいる前に、中衛府設置の事情やその性格についてみておきたい。

③③ 大井重二郎「奈良朝の中衛府」『続日本紀研究』二(三)五四

ページ。

④ 滝川政次郎「授刀舎人について」(『続日本紀研究』三の四)。

⑤ 井上薫「舎人制度の一考察」(同氏『日本古代の政治と宗教』三〇・五六ページ以下)。

⑥ 滝川氏は前掲論文の中で、文武の崩御を授刀舎人寮設置の「前年の六月」とするが、井上薫氏の指摘したように「同年の六月」の誤りである。

⑦ 大井重二郎、前掲論文、五五ページ。

二 中衛府の成立

中衛府の成立については笹山晴生氏の詳論と、これを補足した井上氏の研究があつて、改めて論ずるほどのことはないのだが、授刀寮と比較する上に必要であるので、両氏の業績を参考して、簡単に述べることとする。

「統紀」神亀五年八月甲午条に、

置_二中衛府。大将一人_{位上}、少将一人_{位上}、将監四人_{位上}、将曹四人_{位上}、府生六人、番長六人、中衛三百人_{号曰東舎人}、使部下已亦有数。其職掌常在_二大内_一、以備_二周衛_一。事並在格。

と見えるが、当時の暦からすると八月には甲午に当る日がない。一方、「類聚三代格」や「帝王編年記」では中衛府の設置を、同年七月二十一日のこととしている。そのほか、「統紀」が中衛府と同じく八月甲午設置とする内匠寮も、

職員令集解説ではやはり七月二十一日に設置されたとあることなどから、笹山晴生氏が中衛府成立の日付を神亀五年七月二十一日としているのは、妥当な見解である。

つぎに注意されるのは、中衛府の官位相当が五衛府に比べて高いことで、中衛府が朝廷内で重要な地位にあつたことがわかる。しかしそれよりも本稿の主題にとつて興味があるのは、中衛府の主力をなす中衛三百人が東舎人と称せられていることである。中衛は、舎人といわれているところからみて、兵衛府の兵衛同様、郡司級の地方豪族の一族から採用されたものと思われるが、さらに「東舎人」といわれるのは、主として東国の地方豪族から採つたと解され、大化前代の天皇の私的兵力であつた舎人軍の伝統がここに再生したのではないかと考えられるのである。ただし、「統紀」によつて中衛の実例を検すると、上道臣斐太都(宝字七)・賀茂君継手(元字八)・吾志(宝字二十)・土師宿禰関成(宝字四)・新良木舎姓前麻呂(宝字七)・物部蜷淵(天平神護元、十一)らがあるうち、東国出身の明らかなのは吾志(美濃)と蜷淵(上野)の二人だけであつて、東国出身者が多いとはいえない。笹山氏は資料が宝字以後に多い点から、設置

時の趣旨がのちに薄れたためとするが、あるいは井上氏の
とくように、東舎人という名称は東国人の勇武を理想とし
た命名であるのかもしれない。それにしても、東舎人とい
う以上は、大化前代の舎人軍の伝統を継承する意図はあつ
たものと解すべきであろう。天皇側近の私兵的親衛軍とい
う性格は中衛府もになつていたと考えられる。

このことは、中衛府の職掌が「常に大内に在りて以て周
衛に備う」と規定されていることによつても、裏書きされ
る。仮寧令集解給休仮条所引の古記に「依格、中衛府准
兵衛府也」とあるのも、中衛と兵衛の性格の類似を示す
が、中衛は兵衛以上に天皇に親近していたのではないかと
思われる。またそうでなければ、兵衛府がある上に中衛府
を置く理由も少ないといえよう。

しかしそれにしても、とくに神龜五年という時点におい
て置かれたのには、それだけの事情がなければならぬ。笹
山氏はつぎの二つの事情を挙げている。第一の事情は、養
老ごろから朝廷を守るべき衛士の逃亡するものが多く、五
衛府の兵力が弱体化したことである。「養老―神龜年間に
五衛府制は既に行詰り、衛士の不足、宮城警備の弱体化は

不可避であり、何らかの積極的改革を必要とする段階に達
していたと考えられる。神龜五年の中衛府設置がかかる情
勢に対処するための措置であつたことは、前述したような
中衛の性格から考えてもほぼ明かであろう」とするのであ
る。

これは一考に値いする問題だが、衛士の弱体化は、衛士
を主要な兵力とする衛士府の行詰りとはなつても、衛士を
必要としない兵衛府や、衛士とならんで門部を主要な兵力
とする衛門府をふくめた五衛府制全体の行詰りとするのは
いすぎである。ことに中衛府は兵衛府と同様な任務と兵
力をもつただから、衛士不足の対策としてなら、中衛府を
設けなくても、兵衛府の規模を拡大してもよいはずである。
とくに中衛府を設置したのは、これとは別の事情によると
考えるべきである。

そこで私は、笹山氏が第二の事情として指摘した長屋王
の変との関係を重視したい。長屋王は養老五年正月に正三
位大納言から従二位右大臣に進んで以来、政治の中心に立
ち、聖武天皇の即位とともに神龜元年二月には正二位左大
臣に昇つたが、それから五年後の神龜六年（天平元）二月

十日に、謀反の疑いをうけ、中衛府をふくむ六衛府の兵に宅を包囲され、同月十二日に家族とともに自殺して果てた。この長屋王の変が、不比等の死とともに政権を長屋王に奪われた藤原氏の陰謀とみられることは、いまだら説くまでもないが、問題の中衛府の設置は、変のおこるわずか半年前のことなのである。

これだけなら両者の年時の接近は偶然のことかとも思われるが、中衛府の初代の大将は藤原房前であるらしく、中衛府の設置には藤原氏の勢力が働いていると考えられるのである。「続紀」には中衛府成立当初の大将の氏名は見えないが、「万葉集」巻五に見える天平元年十月八日および十一月八日付の伴淡等(旅人)と藤原房前との往復書簡に房前のことを「中衛高明閣下」と呼んでいることからして、房前が中衛府の初代大将であることは、ほぼ確実である。^⑩彼は不比等の次男であるが、養老・神龜のころには兄の武智麻呂をこえるほどの地位にあり、藤原氏を代表する人物である。その房前が中衛大将になつてゐるのだから、中衛府は長屋王政権に対する藤原氏の勢力回復の拠点として、朝廷内に設けられた軍事機関であろうという判断が生れる

のはもつともである。

しかしそれだけでは、東舎人という別名から察せられるような天皇の私兵的性格がどうして生れたかが解しにくい。中衛府は藤原氏の長屋王対策としてだけ成立したのではなく、中衛府設置の前年である神龜四年閏九月に生れた聖武天皇の皇子基親王を守るといふ目的もあつたのではなからうか。基親王は不比等の娘である光明子を母とし、四年十一月に早くも皇太子となつてゐるが、神龜五年にはまだ僅か満一歳で、その上、聖武のもう一人の夫人である県犬養宿禰広刀自が安積親王を生んでいる。^⑪基親王の前途は樂觀を許されない状態にある。この基親王の身辺を守ることが、単なる名目ではなく、聖武天皇や元正天皇にも実際に必要であると感じられたであろう。基親王擁護はもとより藤原氏の望むところである。藤原氏はこの機をのがさず、皇太子親衛軍という錦の御旗をおしたてて、五衛府よりもさらに地位の高い中衛府を成立させ、同時にこれを反長屋王の拠点ともすることに成功したものと思う。このように考えれば、中衛府が藤原氏の主導のもとに成立しながら、天皇の私兵的な色彩をもつことも理解できるであろう。なお房

前が養老五年十月に「汝が卿房前、まさに内臣となり内外を計会し、勅に准じて施行し、帝業を輔翼し、永く国家を寧んずべし」という詔をうけたことでもわかるように、元正天皇の厚い親任をうけていたことは、このような親衛軍を創設するのに非常に有利であつたにちがいない。

これにくらべて授刀寮の長官はどうかというと、さきに述べたように和銅元年三月に小野朝臣馬養が任命されているが、小野氏は藤原氏と縁の薄い氏族である。ところが衣服令集解諸臣朝服条所引の養老六年二月二十三日の格によると、この時藤原房前は授刀頭になつてゐる。このころすでに藤原氏の勢力は天皇の私兵的な親衛軍とみなされる授刀寮の中にひろがつてゐるのであつて、中衛府の成立は時間の問題といつてもよいような状態にあつたのである。

⑳ 笹山晴生「中衛府の研究」(『古代学』六の三)。

㉑ 井上薫、前掲論文。

㉒ 笹山晴生、前掲論文、二七八ページ。

㉓ 笹山晴生、前掲論文、二八〇ページ。

㉔ 安積親王の生れ月が明らかでないので、神亀五年八月の中衛府成立以前に生れていたとは断言できないが、その可能性は大きい。なおこの問題については、岸俊男「光明立后の史的意義」

(『ヒストリア』二〇号) 参照。

⑳ この詔を出したのは元明太上天皇とする説もあると思うが、私は元正天皇と考える。

三 授刀寮と中衛府の関係

これで中衛府設置の事情や性格がほぼ明らかになつたので、授刀寮と中衛府の問題に立ちかえることとした。

これについてはさきにもふれたように、対立する二つの意見がある。まず笹山氏は、授刀寮は新設の中衛府に合併されたか、発展して中衛府になつたか、どちらにしても両者は継起するという関係であると理解してゐる。その理由としては、中衛府の成立といれかわりに授刀寮の記事が消えるという上述の事情のほかに、中衛府の初代大将であるらしい藤原房前が、それよりさき、養老六年にすでに授刀頭となつてゐることも、傍証としてあげてゐる。そして「統紀」天平十八年二月条の「改_二騎舍人、為_二授刀舍人」の記事は、授刀舍人の復興再置とみる。

これに対して、神亀五年以後は授刀寮と中衛府とが併存してゐたとする旧説を再確認しようとするのが、井上薫氏

である。その理由とするところは、つぎの諸条に要約することができる。(1)授刀舎人のことは「統紀」天平十八年二月、勝宝八年五月、同年七月、宝字元年四月の諸条に見える。(2)天平十八年に再置されたと解するよりは、神龜以来存続していた授刀舎人に騎舎人を加えたと解するほうがすなおである。(3)勝宝八年七月己巳の勅の中で、授刀舎人と中衛舎人を区別することが命ぜられていることから、両者の設置事情や任務の間に差のあることがわかるが、笹山説ではこの相違が無視されている。

簡単な要約で、井上説の趣旨をとりちがえておれば申訳けないが、井上氏のいう(1)は、天平十八年再置説と矛盾するものではなく、笹山説の批判にはならない。(2)は見解の相違というべく、どちらとも解せられる。(3)も笹山氏の立場では、再置以後の授刀舎人が中衛舎人と区別されるのは当然であつて、勝宝八年に両者が区別されていることは、神龜五年以来両者が別々に存在したことの証明にはならない。私は、井上氏の批判にも拘らず、笹山説は十分に存立しうると考える。

ではどちらの説が妥当かという点、私は笹山説に従いた

い。なぜなら、神龜五年以降天平十八年までの「統紀」記事で、衛府をふくむ朝廷の中下級官人の職名が列記されたところをみると、つぎのように記されている。

天平元、八、五 ……左右大舎人・六衛府舎人(中衛と五衛府の舎人)・中宮

職舎人：

〃一三、閏三、二五 ……百官主典已上・并中衛・兵衛等、

これを上掲の授刀舎人の位置する序列を記した略表(一九ページ)と比較してみよう。前の表では授刀(帶劍)舎人は、おおむね大舎人の下、兵衛または中宮舎人の上に位置しているが、後の略表では、ちようと授刀舎人のくるべき場所に中衛舎人が位置しているではないか。またこの表の材料にした記事とはやや性質がことなるが、天平十二年六月庚午の大赦記事でも、「中衛舎人・左右兵衛・左右衛士・衛門府衛士・門部・主師・使部」という順に記されていて、やはり授刀舎人の位置に中衛舎人の名があり、授刀舎人は姿を見せない。もし授刀と中衛とが併存しているならば、神龜五年以降のこれらの記事のどこかに、授刀舎人の名があるべきであろう。

授刀寮と中衛府とは設置の事情をことにするとはいえ、

前者は文武天皇の死後、幼少の皇太子首親王（聖武）を守るために置かれ、後者はさらに幼少の皇太子基親王を守るために置かれたと考えられることは前述の通りで、その間に共通性がないとはいえない。かつての首親王である聖武が、以前に自分のためにおかれた授刀寮を、自分の皇太子のために規模を拡大して府に昇格させ、中衛府としようとする意図をもつたと考えることは、それほど不自然な想像ではあるまい。ただその実際の支配者が藤原氏であることが、創設当時の授刀寮とことなるが、授刀寮の長官には現実に藤原氏が任命されていたのだから、中衛府の成立は授刀寮の性格の急激な変化と考えるには当らない。

けれども反対からいえば、中衛府の成立は、授刀寮における天皇私兵の性格の減少の結果と評することもできる。中衛府における天皇私兵の性格はかなり名目的なものといわねばならない。また中衛府になつて官位相当制が明示されてくるのも、中衛府が公的な性格をもつ官司であることを意味する。授刀寮という形で一旦設けられた天皇の私的兵力は、藤原氏の勢力のもとに解消に向うのである。天平十八年にふたたび授刀舎人が復活する理由は、実はここに

存すると考える。

④ 笹山晴生、前掲論文、二八一ページ。この問題に関する私見は、結局笹山説を敷衍したにとどまる。なお角田文衛「軍団と衛府」（『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』）も同説である。

⑤ 衣服令集解、諸臣朝服条所引、養老六年二月二十三日格。

⑥ 井上薫、前掲論文、六一ページ以下。滝川政次郎氏（前掲論文）も併存説である。

⑦ 勅の関係部分を引くとつぎの通りである。「授刀舎人（中略）悉屬中衛府。（中略）、但名授刀舎人、勿為中衛舎人」

四 授刀舎人再置の意味

授刀舎人が天平十八年に再置されるのは、前節の終りでふれたように、藤原氏の支配下にはいつた中衛府とは別に、天皇が自己に直屬する身辺護衛の私的兵力を欲したからではなからうか。

このころの政情をみると、聖武と光明の間に生れた阿倍内親王が天平十年に立太子しているが、内親王の皇太子は前例がなく、皇族・貴族のすべてがこの処置に満足してゐたとは思われない。とくに反藤原の立場にある橘・大伴阿氏を中心とする人々は、安積親王に望みを托していた^⑧。ところが天平十六年閏正月、親王は暗殺かと疑われるような

急死をとげ、朝廷の人心に衝撃を与えたことは、弥永貞三・横田健一兩氏等の研究^⑧に詳しい。翌十七年九月、天皇は難波宮で重病の床につき、同月十七日に「治道有失、民多罹罪」ということを理由に大赦を行なうが、同月十九日にはさらに病が篤くなつたようので、孫王らを病床に召し寄せるとともに、平城宮から鈴印を取りよせて、非常の変に備えた。のち宝字元年七月に、佐伯全成が語つたところによれば、この時橘奈良麻呂は、全成以下、佐伯・多治比・小野の諸氏に属する人々を誘ひ、天皇廃立の陰謀を企てていたという。政界は皇位をめぐつて、まさに騒然としていたのである。この状況において、聖武天皇は自己および皇太子のための武力を強化する必要があるにちがいない。授刀舎人の再設置は、その対策の具体化と考えられる。まづ天平十七年ごろに側近の親衛軍として騎舎人を置き、これを翌年に授刀舎人と改称したのであらう。

再設置の事情を語る史料は外にもある。私は本章第一節において、神護景雲三年十月に出された称徳天皇の宣命の中に、聖武天皇の勅が引用されていることを述べ、その中で聖武が、「朕方東人ニ授刀侍シムル事ハ、汝ノ近護ト

シテ、護近^⑨ヨト念テナモ在」といつていることに注意したが、この聖武の言葉こそが、第二次授刀舎人設置の事情を語るものではなからうか。なぜなら、第一に「授刀テ」という句から考えて、この勅は授刀寮設置について語つてゐるものであること、第二にこの勅は勅の前後の文章から考えて、聖武が讓位に際し阿倍内親王（称徳）に対して与えたものと思われること、従つて第三に、この勅にいう授刀は聖武の在位中に設置されたもので、阿倍内親王の誕生以前におかれた第一次授刀寮のことを言つてゐるとは考えられないこと、がその理由である。そこでこの勅、すなわち聖武みずからの語るところに従えば、阿倍内親王護衛が第二次授刀舎人のもつとも重要な使命となる。そしてこれは、上に推定した授刀舎人再置の理由と矛盾するものではなく、また阿倍内親王は皇太子でもあるのだから、第一次授刀舎人設置の精神とも相通するものがあるといえる。聖武が勅の中で述べているところは、ほぼ信じてよからう。

聖武の勅をさらにみてゆくと、つぎのようにも述べている。「是東人ハ常ニ云ク、額ニハ箭ハ立トモ、背ハ箭ハ不立ト云テ、君ヲ一心ヲ以テ護物ソ。此心知テ汝都司^{ツカ}ヘト勅

ヒシ御命ヲ不忘、此状悟テ諸東国ノ人等謹シマリ奉侍レ。」この勅によつて、授刀舎人が主として東国出身の者より成つていたことと、天皇の直接支配下にあつたことがわかる。天平十八年以降の授刀舎人が、実際に東国出身で組織されていたかどうかは、実例の上から確かめることはできないが、そのように伝えられていることは、授刀舎人が天皇の私兵的資格をもつことを、側面から証明するといつてよいだろう。騎舎人を授刀舎人とした、ということも、馬は東国に多く産することからいつて、授刀舎人が本来東国出身者から成つていたことを思わせる。

その後、授刀舎人の名は「統紀」天平勝宝八年五月乙亥、同年七月己巳、宝字元年四月辛巳などの諸条に、中衛舎人などとともに散見するが、宝字三年十二月に授刀衛がおかれるまでは、授刀寮や授刀頭のような授刀舎人を管轄すべき役所や官人の名は史書に見えない。正式にこれを統率した官司の存在した形迹がないのである。天皇の私兵として置かれたからであろう。上記勝宝八年七月己巳条には、

勅、授刀舎人考選賜^レ禄名籍考、悉属^ス中衛府^一。

とあるが、名籍を中衛府に属したのは、授刀舎人を監督す

る正式の官司がないために、考選賜禄に困るからであろう。この勅には、なお「其の人数は四百を以て限りとなす、闕くれば即ち簡補す」とあり、授刀舎人の兵力を察することができる。「但し授刀舎人と名づけ、中衛舎人となす勿れ」とあるのは、中衛舎人と所属も性格も違うのだから、当然のことである。

また、勝宝八年に聖武天皇が死んだ時、坂上忌寸犬養と鴨朝臣虫麻呂が陵に奉ぜんことを乞うて褒賞されるが、この兩人に授刀舎人二十人が従つていたことが八年五月乙亥条の「統紀」記事にみえる。授刀舎人が天皇と私的な隸属関係にあつたことを察せしめる。

このような私的兵力が、天平末年以降、ふたたび天皇の側近にあらわれてきたのは、興味ある事実といわねばならない。

④⑧ この間の事情については北山茂吉「大伴家持小論」（同氏『万葉の創造的精神』）をはじめ、同氏の諸論文に詳しい。

④⑨ 弥永貞三「万葉時代の貴族」（『万葉集大成』五）、横田健一「安積親王の死とその前後」（『南部仏教』六）。

⑤⑩ 「護近ヨト」の「近」の字は校異があるが、国史大系本に従う。

①「汝都可へ」は、汝を「東人」の意にとり、都可へを「仕へ」と解する説もあるが、私はやはり汝は「阿倍内親王」、都可へは「使へ」と解する。

五 授刀衛と仲麻呂の乱

授刀舎人は、さきにふれたように宝字三年十二月に新設の授刀衛の中にはいり、官制が整い、公的な性格をもつてくるが、称徳に属する兵力という特質は持続したようである。授刀衛は、宝字八年の仲麻呂の変に際して成果を示した。

乱は八年九月乙巳（十一日）、中宮院の鈴印の争奪からはじまる。称徳天皇（正しくは孝謙太上天皇）は少納言山村王を遣わして鈴印をおさめさせたが、仲麻呂の男訓儒麻呂がこれを奪つた。天皇は授刀少尉坂上苅田麻呂・授刀将曹・壯鹿嶋足らをやつて訓儒麻呂を射殺させると、仲麻呂はさらに中衛将監矢田部老を遣わした。老は天皇側の詔使、授刀紀船守をおどして鈴印を奪回しようとしたが、これまた射殺された。なおこの時、「疾走して急を告げ」た称徳側の物部磯浪も、やはり授刀であつたと考えられる。この経過をみ、かつ仲麻呂が勝宝元年以来中衛大将の職にあつた

ことを思うと、両軍はそれぞれ、授刀衛と中衛とを頼りとして闘争をはじめたのではないかと思われる。緒戦に敗れた仲麻呂は近江に走り、称徳方は追撃にうつり、この後の戦いは必ずしも授刀が称徳方の主力になつてはいないが、いちはやく要衝愛発関をおさえ、越前に入ろうとした仲麻呂を撃退したのも、授刀物部広成らの働きであつた。授刀佐百済足人・授刀大尉粟田道麻呂が称徳の側に加わつたことは、乱後の褒賞記事からわかる。

このようにみてくると、仲麻呂の企てを失敗に終らせたのは、授刀衛の力によるところが大きいといわざるをえない。では仲麻呂は授刀衛の勢力を軽視していたかというところではない。彼は前もつて自分と親密な関係にある藤原御楯を授刀督にすえ、政權確保の一翼をになわせていたのである。御楯については野村忠夫氏の研究がある^②ので、詳細はそれに譲るが、野村氏の説くように、御楯が授刀督となつたのは、授刀衛設置の宝字三年十二月以来のことである。仲麻呂の娘を妻としており、仲麻呂腹心の人物の一人であつたと考えられる。

ところがその御楯が、乱の直前の宝字八年六月に死に、

藤原真楯がそのあとをついだらしい。この間の事情についてはやはり野村忠夫氏の詳論^③があるが、それによると、真楯は仲麻呂の敵対者であつた橘諸兄・大伴家持と交遊があり、「統紀」の薨伝に「仲満（再仲麻呂）心に其の（真楯）能（能）を（能）書（能）む。真楯これを知り、病と称して家居し、頗る書籍を翫ぶ」とあるように、仲麻呂とは仲がわるかつた。彼が授刀衛の長官になつた時期は、薨伝に「（宝）字」八年、至正三位勳二等兼授刀大将」とあるだけで、八年の何月になつたのか正確なことはわからない。しかし野村氏も注意しているように「統紀」によると、彼が正三位になつたのは乱の起つた翌日である八年九月丙午（十二日）、勳二等をえたのは乱の翌年の天平神護元年正月己亥である。乱の翌日に早速正三位を授けられているのは、乱の初日にすでに功があつたか、称徳側の人物と目されていたかの何れかであることを示し、乱後に勳二等を与えられたのは、期待にそむかぬ戦功を立てたことを語る。そして授刀大将となつてゐることは、彼の戦功が授刀衛と深い関係にあることを意味するであろう。授刀大将の発令は、あるいは乱勃発後であるかもしれないが、実質的には真楯は、御楯の死後長官

を失なつた授刀衛のことに関係していた可能性は大きい。

つまり、御楯の死によつて、授刀衛の指揮系統は仲麻呂の側から称徳の側へ移つたのである。しかし考えてみれば、授刀衛の指揮権を称徳の掌握のもとにおくことは、天平十八年に授刀舎人が再興された本来の趣旨にもとることである。仲麻呂が称徳の信任をえている間は、その指揮権を仲麻呂がもつことができるが、道鏡の出現で信任を失えば、授刀の指揮権を持統することは困難な道理である。御楯の死は、これを喪失する時期を早やめたにすぎないともいえる。^④

^② 授刀衛が称徳側として活躍したことは、笹山氏がすでに指摘している（前掲論文、二二九ページ）。

^③ 野村忠夫「仲麻呂政権の一考察」（）岐阜大学学芸学部研究報告』人文科学、六）六一ページ以下。

^④ 野村忠夫、前掲論文、六八ページ以下。なお授刀衛と乱との関係は、野村氏もこの論文で指摘している。

^⑤ 神護景雲二年三月丁卯条。

^⑥ 笹山氏はつぎのように推測する。称徳上皇および道鏡は、授刀衛の兵権を掌握すべく画策し、宝字八年正月前後から授刀衛幹部の異動を行ない、八年六月の藤原御楯の薨時にはほぼその支配に成功していたのではないかと。私は授刀衛の歴史と伝統からいつて、それは比較的スムーズに行なわれたと考える。

六 近衛府の性格

仲麻呂の乱の翌年すなわち天平神護元年二月三日、授刀衛は近衛府と名称を改めるとともに、大将・中将・少将・将監・将曹の官をおき、官制を整えた。ここで注目されるのは、授刀衛の督が従四位上の官であつたのに、近衛の大将を一躍正三位の官とし、官位相当を引上げたことである。

これは正五位上または従五位上の五衛府長官は勿論、この同時に設けられた外衛府大将の従四位上よりかなり高く、軍事関係の官で匹敵するのは、仲麻呂全盛期の宝字元年八月に正三位に改められた中衛府（鎮国衛）大将があるだけである。近衛の官をこのように高くしたのは、おそらく藤原氏と関係の深い中衛府に対抗しうる地位に置くためである。

同年二月八日に、従三位藤原藏下麻呂が初代の近衛大将に任命された。彼は八年前の宝字二年正月にはまだ正六位上にすぎず、この時山陽道問民苦使に任ぜられたのが「続紀」の初見で、宝字七年正月にようやく従五位下の線に達した。しかし仲麻呂の乱に際しては、近江国高嶋郡三尾埜の決戦において官軍の旗色が悪かつた時に、兵を將いて来

援し、仲麻呂軍に決定的打撃を与える契機を作つた。「続紀」八年九月甲寅条には「討賊將軍従五位下藤原朝臣藏下麻呂等凱旋、猷捷」とあり、藏下麻呂が官軍の將軍であつたことがわかる。この功により、彼は凱旋の翌日七階とんで従三位に叙せられたのである。

こうして藏下麻呂は従三位になつたから、正三位相当の近衛大将になるのはそれほど不当とはいえないが、その閱歴からすればかなり思い切つた人事である。「続紀」の薨伝^⑤によると、彼は馬養（字舎）の第九子で、宝龜六年（七七五）四十二歳だから、天平神護元年（七六五年）には三十二歳である。このような若年の者を長官においたのは、称徳の信任を示すものだが、一面、近衛大将の個人的な力が近衛府を支配することを避け、天皇の命に従順な兵力としようとした称徳の意図を察することができるように思う。天平十八年の授刀舎人の伝統はなお生きているのである。

大将任命の三日^⑤前（二月）に、員外中将として牡鹿宿禰嶋足、少将として弓削宿禰牛養が任ぜられた。正員の中将はこの時任命されなかつたようである。嶋足はのちの陸奥大國造道嶋宿禰嶋足^⑤で、正四位上中衛中将まで進む人物であるが、

出身はきわめて低い。もと丸子嶋足といつたが、勝宝五年に牡鹿連の姓をえた。宝字元年の奈良麻呂の変に名が見えるが、この時は功績というほどのものはない。宝字八年の仲麻呂の乱では授刀将曹として功を立て（上述）、九月乙巳（十一日）従七位上から十階とんで従四位下となり、牡鹿宿禰の姓を賜つた。そして十月癸未（二十日）までに授刀少将となり、天平神護元年二月に近衛員外中将に進んだのである。軍人としての実力はあるであろうが、出身を考える、と異数の榮進といわねばならぬ。少将となつた弓削牛養も、天平神護元年正月己亥（七日）に従六位下から三階とんで従五位下になつたばかりである。弓削道鏡の力によつて、にわかに立身したものと考えてよい。

このように見てくると、蔵下麻呂といい、嶋足・牛養といい、近衛府の幹部は急に官位を進められた者によつて固められたことがわかる。彼等は称徳天皇の特別の被護をうけた者と考えてよからう。こうした幹部に率いられる組織が、称徳の統制に服しやさいことは論ずるまでもあるまい。授刀舎人は授刀衛を経て近衛府となり、官位相当制その他によつて律令官制の中にくみこまれたが、やはり天皇の個

人的意志によつて動く私兵的性格が濃厚に存続したと考えられる。律令制のもとでは、天皇側近の兵力でもこれを強化するためには、令外の官であつても公式の官司として制度化しなければならぬが、それでは私兵の要素が失なわれやさい。この二つの矛盾した要求を調和しようとしたのが、近衛府の設置とその人事であつた。

しかし公式の官司として存在するものが、私的性格を持続することは困難である。また天皇も独裁的・専制的権力を要求しなくなると、私的兵力を保持する必要は減じてくる。近衛府も、称徳天皇の死後は次第に一般の衛府と性格を等しくして行つたと思われる。だが、宝龜六年に蔵下麻呂が死んだあと、内臣または内大臣として光仁天皇の側近に仕えた藤原魚名が近衛大将となり、桓武朝には、宝字八年以来、終始授刀衛・近衛府に勤務した紀船守が延暦四年に近衛大将になつてゐることは、このころまでなお私兵の伝統が残存していることを思わせる。

③7 宝龜六年七月壬辰条。

③8 井上光貞「陸奥の族長、道嶋宿禰について」（古代史談話会『蝦夷』参照）。

以上多岐にわたつて述べたが、本章で私のいたかつたことは、奈良時代は律令制の時代であるが、政治のすべてが公的な法則によつて運営されていたのではなく、私的なものがこれと併存していることである。天皇の場合でも例外ではない。大化前代における天皇の私的兵力は、一応令制に吸収されて公式化されたが、やがてふたたび私的なものが復活し、奈良時代の政治史を複雑にいろいろるのである。その政治の過程や天皇の権力構造、あるいは専制的権力によつて来るところを考へる場合、天皇の私的兵力の考察を欠くことはできないであろう。さらにこの問題は、律令政治の本質とも関係することがらである。いまはそれらの基本的な事項に説き及ぶ余裕はないので、それを考へる材料として、天皇の私的兵力のあり方の実際について私見の大

要を述べたにすぎない。機会をえて考察を進めたいと思う。なお第一、二章ともに、多くの先学の業績を利用させて頂いたことを記し、重ねて謝意を表する。

〔追記〕 私はかつて旧稿「人制の研究」(『日本古代国家の構造』)の中で、舎人を初期官司制の構成員の一つとして扱つたことがあつた。しかるに本稿第一章では、舎人の制が官司制的なものではないことを論じた。所論が矛盾することく感ぜられるかもしれないが、本稿で論じたのは、地方の舎人が中央の舎人造に官司制的に隸属する時期が推古朝以降と考えられることについてであり、また前稿では、東國の舎人は畿内の倉人などにくらべると官人的性格が弱く、豪族的であることを指摘しておいた。両論文の間に矛盾はないと思う。なお、本稿執筆後に、韋負の中では来目部が重要な位置を占めらるることに気づいた。その問題については、近く別稿で論ずる予定である。

On the Private Military Force of *Tennô* in the Ancient Japan

by

Kojirô Naoki

The study of the *Tennô*'s 天皇 bodyguards in ancient Japan has rapidly developed since *Mitsusada Inoue* 井上光貞 lit the fuse, but it seems that in the former studies the distinction between the forces of the *Yamato* 大和 Court headed by *Tennô* and the private forces under the direct control of *Tennô* has not been clarified. Before *Taika* 大化, both the *Yugei* 靱負 force and the *Toneri* 舍人 force have been taken as the main force belonging to *Tennô*, but I think that the *Yugei* force grew to a slight character of the private force belonging to *Tennô* and a close character of the public force belonging to the Court in the sixth century, since then the *Toneri* force was used as a more private force belonging to *Tennô*. These two forces were absorbed into the system of *Go-e-fu* 五衛府 at the establishment of the *Ritsuryô* 律令 system. Yet as early as the beginning of the eighth century *Jutô-toneri* 授刀舍人 was established as a private force belonging to *Tennô*. This system, in the course of time, developed into *Jutô-ei* 授刀衛 or *Konoe-fu* 近衛府. To consider the character of the ancient *Tennô*, it is useful, I think, that we recognize the political part the private force belonging to *Tennô* played.

The Cabinet of Jules Ferry and Japan

By

P'eng Tse-chou

After Jules Ferry's Second Cabinet (1883-1885) was organized, having defeated China with military forces, he attempted to obtain a large indemnity from the Ch'ing Government. At the same time, he wished to take advantage of the international situation in the